



全ト協発第505号(環・適)
令和3年1月26日

各都道府県トラック協会会長 殿
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」 の一部改正について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年末以降の大雪により、関越道、北陸道等において多くの大型車両が立ち往生したことにより大量の車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、摩耗した冬用タイヤの雪道での使用を抑止するため、令和3年1月26日付けで、国土交通省より関係通達が発出されました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

なお、今回の改正趣旨は、雪道で冬用タイヤを使用する場合における確認事項の明確化であり、滑り止めの措置として、タイヤチェーンの装着を排除するものではありません。

記

1. 別添通達

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

2. 概要：雪道を走行する可能性がある場合の下記内容の明確化

- ・整備管理者は、雪道を走行する自動車のタイヤについて、溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度よりもすり減っていないことを確認すること
- ・運行管理者は、雪道を走行する自動車について、点呼の際に上記事項が確認されていることを確認すること

3. 上記通達の施行日

令和3年1月26日

以上

国自安第179号の2
国自貨第99号の2
国自整第279号の2
令和3年1月26日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局安全政策課長

貨物課長

整備課長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

昨年末以降の大雪により、関越道、北陸道等において多くの大型車両が立ち往生したことにより、大量の車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、使用限度を超えた冬用タイヤの雪道での使用を排除するため、標記の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和3年1月26日から実施することとしましたので、雪道での輸送の安全確保が図られるよう、傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

国自安第179号の2
国自貨第99号の2
国自整第279号の2
令和3年1月26日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

自動車局安全政策課長

貨物課長

整備課長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

昨年末以降の大雪により、関越道、北陸道等において多くの大型車両が立ち往生したことにより、大量の車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、使用限度を超えた冬用タイヤの雪道での使用を排除するため、標記の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和3年1月26日から実施することとしましたので、雪道での輸送の安全確保が図られるよう、傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

○貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について (傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について	貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について
制 定 平成 15 年 3 月 10 日 国自総第 510 号 国自貨第 118 号 国自整第 211 号 最終改正 令和 3 年 1 月 26 日 国自安第 179 号 国自貨第 99 号 国自整第 279 号	制 定 平成 15 年 3 月 10 日 国自総第 510 号 国自貨第 118 号 国自整第 211 号 最終改正 令和 元年 10 月 31 日 国自安第 113 号 国自貨第 76 号 国自整第 163 号
(略)	(略)
第3条の2 点検整備 1. 本条は、事業用自動車の運行の安全の確保のため、車両の管理が必要であることから、整備管理者が、法のほか道路運送車両法(昭和 26 年法律 185 号。以下「車両法」という。)の規定のうち点検整備(車両法第 47 条から第 49 条並びに自動車点検基準(昭和 26 年運輸省令第 70 号))、整備管理者の選任(車両法第 50 条から第 53 条並びに関係省令)及び検査関係(車両法第 5 章に規定する検査等)に係るもののほか、次の事項を遵守すべきことを定めたものである。 (1) 自動車の構造・装置や使用状況に応じた点検・整備を行うこと。 ① 特種車や架装部分の点検・整備 ② シビアコンディション(雪道(冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの点検・整備を含む。)、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等)の対応 このうち、冬用タイヤの点検・整備は、日常点検と合わせて点検するなど、雪道上の輸送の安全を確保する必要がある。 (2) (略) 2. (略)	第3条の2 点検整備 1. 本条は、事業用自動車の運行の安全の確保のため、車両の管理が必要であることから、法のほか道路運送車両法(昭和 26 年法律 185 号。以下「車両法」という。)の規定のうち点検整備(車両法第 47 条から第 49 条並びに自動車点検基準(昭和 26 年運輸省令第 70 号))、整備管理者の選任(車両法第 50 条から第 53 条並びに関係省令)及び検査関係(車両法第 5 章に規定する検査等)に係るもののほか、次の事項を遵守すべきことを定めたものである。 (1) 自動車の構造・装置や使用状況に応じた点検・整備を行うこと。 ① 特種車や架装部分の点検・整備 ② シビアコンディションの対応(雪道、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等) (2) (略) 2. (略)
(略)	(略)
第 11 条 異常気象時等における措置 「異常気象その他の理由」とは、大雨、大雪、暴風等の異常気象、土砂崩壊、路肩軟弱等の道路障害等をいい、「必要な措置」とは、暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止等の指示のほか、雪道を走行するおそれがある場合にお	第 11 条 異常気象時等における措置 「その他の理由」とは、土砂崩壊、路肩軟弱等の道路障害をいい、「必要な措置」とは、暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止等の指示をいう。

いては、日常点検の際に整備管理者等によって冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないこと等が確認されていること等、滑り止めの措置が講じられていることの確認をいう。

(略)

(略)

附 則

改正後の通達は、令和3年1月26日から施行する。